

第2回日ASEAN刑事司法セミナー 捜査共助セッション 「ASEAN捜査共助の強化に向けた新テンプレートの運用演習」

1 日程及び参加者

令和7年12月12日（金）から同月18日（木）まで
海外参加者9名（9か国から参加）

2 セミナー概要

第2回日ASEAN刑事司法セミナー捜査共助セッション（以下「本セッション」という。）では、「ASEAN捜査共助の強化に向けた新テンプレートの運用演習」を主要課題とし、主にASEAN各国の捜査共助中央当局から計9名が参加しました。ASEANにおいては捜査共助条約（ASEAN-MLAT）が締結されていますが、近年、犯罪の巧妙化や国際化等を受け、より効果的かつ速やかな捜査共助の実施が課題となっています。これを受け、UNODC（国連薬物・犯罪事務所）東南アジア大洋州地域事務所（バンコク）とASEAN事務局では、ASEAN-MLATに基づく捜査共助要請書のモデルテンプレートを策定し、ASEAN捜査共助に関する高級実務者会合

（SOM-MLAT）において、令和7年10月にこれが採択されました。本セッションでは、UNODCと連携し、架空事案を題材に、最新のモデルテンプレートを用いた捜査共助要請書の起案・講評を行いました。架空事案の題材は、近年にわざに犯罪に用いられるようになった暗号資産に関する特殊詐欺及びマネーロンダリング事案としました。

3 講義

本セッションでは、刑事局国際刑事管理官及び国連アジア極東犯罪防止研修所教官による国内講師による講義のほか、以下の専門家による講義も行い、各講義の後に質疑応答の機会を設けました。

- ジュンポン・パンスマリット氏（タイ検事総長府上級検察官）
「アセアンにおける捜査共助」
- スコット・シメオン氏（在フィリピン米国大使館 司法担当アタッシェ（米国司法省））
「外国に所在する証拠の獲得」
- 重川 隼飛（チェイナリス プリンシパル・ソリューションズ・アーキテクト）
「暗号資産捜査の基本」
- 須田 大氏（UNODC（国連薬物・犯罪事務所）東南アジア大洋州地域事務所（バンコク）刑事司法オフィサー）
「ASEAN-MLATに基づく捜査共助要請書モデルテンプレートの策定プロジェクトについて」

4 研修参加者からのフィードバック等

セミナー参加者の多くは、捜査共助要請書のレビューを担当する部署の担当者であるところ、新たに採択されたテンプレートをまずは自身が使用することで、今後の業務に生かしたいとのコメントが多く寄せられました。さらに、参加者の一部からは、帰国したら自国の捜査官や中央当局の若手職員に対する講習を行いたい旨のコメントがありました。また、今年度の架空事例は、暗号資産の基本的な理解が必須となるところ、セミナー前は架空事例の理解自体が困難であったが、暗号資産に関する講義を踏まえて、十分な理解に至ったなどのコメントも寄せられました。

引き続き、参加者からのフィードバックを踏まえつつ、より良いセッションのあり方を検討していきます。

5 担当教官の所感

本セミナーは、各国捜査共助担当者のみを集めて実施するセミナーであるという点で当所が行う他の研修から見てもユニークなものです。それゆえ、セミナーの内容は、高度に専門的な内容に踏み込み、かつ、実務ですぐに生かすことのできる内容であることが求められます。また、幅広な機関からの参加者を募集しないゆえに、参加者の募集の仕方や選別に工夫が求められます。他の研修と比べても短い期間のセミナーではありましたが、担当教官としては、様々な観点から難しさを伴う研修でした。

本研修は、前記のとおり中央当局担当者をターゲットとしているものの、今年度は、警察官の参加もありました。中央当局ではない捜査官が研修の実を上げることができるのか、当初はやや不安がありました。しかし、これは杞憂に終わり、捜査の実情を最もよく知る捜査官としての知見を共有するなど、議論に大きく貢献してくれました。まさに、理想的な捜査共助、すなわち、事案の事実関係や捜査手法を最もよく知る捜査機関と、共助のメカニズムや要請先国の法制度をよく知る中央当局が協力しあって効果的な要請を行う、このことが講義室内で体現されていたと感じました。

一部の参加者からは、前述のとおり、帰国後、本セミナーを踏まえ、若手職員等へのトレーニングを行いたいというコメントがありましたが、担当教官としては、研修のみならず、参加者らの帰国後の活動を通じて、テンプレートの普及がなされれば、望外の喜びです。

以上